

## 法人税・消費税関係

# 通算法人の電子申告義務化の留意点

### 1 はじめに

2022年4月1日以後に開始する事業年度からグループ通算制度の適用を受ける通算法人は、法人税及び地方法人税(以下「法人税等」という)につきe-Taxでの電子申告が義務化された。

本稿では通算法人の電子申告義務化に向け実務上留意すべき点を検討する。

### 2 制度の概要

#### (1) 対象税目, 対象書類

通算法人がe-Taxによる電子申告義務を課される税目は法人税等であり消費税は含まれない(法75の4)。これまで電子申告義務化の対象外だった資本金の額等1億円以下の連結法人が通算法人に移行する際は法人税等の義務化対応に留意されたい。

連結納税制度では連結子法人は法人税等の申告主体でなかったが、グループ通算制度では通算親法人に加え通算子法人も申告主体となり法人税等を単体申告することになった。

電子申告義務化は確定申告書だけでなく、予定又は仮決算の中間申告書、修正申告書及び還付申告書も対象となる。「申告書及び申告書に添付すべきものとされる書類の全て」が義務化されたため、「財務諸表」や「勘定科目内訳明細書」等も所定のデータ形式での提出が求められる。

#### (2) 届出規定

通算法人は、2022年4月1日以後最初に開始する事業年度開始の日から1月以内に「e-Taxによる申告の特例に係る届出書(法人税等・消費税法)」(以下「e-Tax届出書」という)を納税地の所轄税務署長に提出する必要がある(法規36の4, 法規37の15の2)。

### 3 実務上の留意点

#### (1) 連結法人から移行時の届出

資本金の額等が1億円以下で電子申告義務化対象外だった連結法人が通算法人に移行する場合、法人税等についてe-Tax届出書を提出する必要がある。また、消費税は資本金の額等の判定により引き続き電子申告義務化の対象外となるためe-Tax届出書を提出する必要はない。

反対に、資本金の額等が1億円超で電子申告義務化の適用を受けていた連結法人が通算法人に移行する場合、法人税等につき通算子法人はe-Tax届出書を新たに提出する必要がある一方で、通算親法人は既に提出済と考えられる。また、親法人も子法人も消費税のe-Tax届出書は既に提出済と考えられる。

#### (2) 消費税の判定と申告の時期

通算法人の消費税も「事業年度開始の時」の資本金の額等が1億円超か否かで電子申告義務が判定される。期間特例を受けているケースでは電子申告が義

務化される消費税申告の時期が法人税等申告よりも早期に到来する点に留意されたい。

#### (3) 減資とその後の届出

通算法人が事業年度中に減資を行い資本金の額等が1億円以下になっても「事業年度開始の時」の資本金の額等が1億円超か否かで電子申告義務は判定される。なお、翌事業年度開始時の判定に伴い電子申告義務化対象外となった場合は速やかに「e-Taxによる申告の特例の適用がなくなった旨の届出書」を提出する必要がある。

#### (4) 税理士による代理送信

通算子法人から法人税等の税務書類の作成の委嘱を受けた関与税理士は、同法人の代表者からの電子委任状を添付することなくe-Taxでの代理送信が可能である。一方、通算親法人が通算子法人の法人税等の申告書等をe-Taxで提供する際の通算親法人の関与税理士は、送信時に通算親法人の代表者からの電子委任状を添付する必要がある。

### 4 おわりに

電子申告義務化に伴い申告書作成から代理送信に至るまでの一気通貫化が進展している。

企業のダイナミックなDX推進をより一層支援することで社会の期待に応えていきたい。

〔 右山研究グループ  
税理士 杉山 一紀 〕